

令和5年3月7日

林弘法律事務所  
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）  
標記について、下記のとおり確認を求めるので、令和5年3月14日（火）  
までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和5年2月24日（金）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和5年2月28日（火）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

「外国人登録証明書の国籍が「朝鮮」で、韓国人であることの証明がない場合、当事者が特に韓国人でないと主張しない限り、身分行為上の本国法としては、すべて「韓国民法」を適用する」と書いてある昭和34年12月28日民事甲第2987号通達及び昭和35年6月6日民事五発第135号回答

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、あなたが開示を請求する行政文書（別紙番号1及び2）については、別紙のとおり「親族、相続、戸籍に関する訓令通牒録（日本加除出版株式会社）」に掲載されているため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」といいます。）第2条第2項第1号の規定により、法第3条の「行政文書」から除外されています。

したがって、このまま請求を維持された場合は、不開示決定がなされることとなります。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるかにつき回答願います。

なお、「訓令通牒録」は、一般に販売されているほか、国立国会図書館等で閲覧することができますので、情報提供いたします。

5 開示請求手数料について

上記3の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は3

00円となります(ただし、行政文書不存在による不開示決定が見込まれます。)。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び300円分の収入印紙を返戻いたします。

別紙

対象文書一覧

1	昭和34年12月28日付け民事甲第2987号民事局長通達 →3綴の②4466の7頁に掲載
2	昭和35年6月6日付け民事五発第135号民事局第五課長回答 →4綴4641頁に掲載